

選挙運動用自動車燃料供給契約書

長門市議会議員一般選挙候補者 **長門 太郎**（以下「甲」という。）と **仙崎石油(株)**（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

- 1 供給期間 **令和7年4月13日から令和7年4月19日**
- 2 供給場所 **所在地 長門市仙崎200番地2**
名称 仙崎石油(株)
- 3 供給を受ける自動車の登録番号 **トヨタカローラバン山口58た15-44**
- 4 契約金額 単価1ℓ当たり**143**円とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。（消費税含む）

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例に基づき市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。なお、市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は市に請求できない。

令和 **7** 年 **3** 月 **24** 日

甲 長門市議会議員一般選挙候補者

住 所 **長門市 東深川1324番地1**

氏 名 **長 門 太 郎** (印)

乙 住 所 **長門市 仙崎200番地2**

名 称 **仙崎石油(株)** (印)

代表者 **代表取締役 仙崎 一夫** (印)

令和 7 年 4 月 1 3 日

長門市選挙管理委員会委員長 様

令和7年4月20日執行
長門市議会議員一般選挙
候補者 長 門 太 郎

選挙運動用自動車燃料代確認申請書 自署または記名押印

次のとおり自動車燃料代につき、長門市の議会議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

| | | |
|-----------------------------|--------------------------|------------------------|
| 1 契約年月日 | 令和 7 年 3 月 2 4 日 | |
| 2 契約の相手方 | (1) 氏名又は名称及び法人の場合は代表者の氏名 | 仙崎石油(株) 代表取締役 仙崎 一夫 |
| | (2) 住 所 | 長門市仙崎200番地2 |
| 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 | 山口58た15-44 | |
| 4 確認申請金額 | 50,000 円 | |

| 区 分 | 購 入 金 額 | 左のうち確認済み又は確認申請金額 |
|---------------|----------|------------------|
| 前回までの累積金額 (A) | 0 円 | 0 円 |
| 今回の購入金額 (B) | 50,000 円 | 50,000 円 |
| 燃料代計 (A)+(B) | 50,000 円 | 50,000 円 |
| 備 考 | | |

- 注 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から長門市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記様式第3号その1(第3条関係)

確認第 **1** 号

選挙運動用自動車燃料代確認書

長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認します。

令和 7 年 4 月 1 3 日

長門市選挙管理委員会

委員長 浴 田 和 拓

印

記

- 1 令和7年4月20日執行 長門市議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名 **長 門 太 郎**
- 3 選挙運動用自動車の自動車登録番号 **山口58た15-44**
- 4 確 認 金 額 **50,000円**

- 注
- 1 この確認書は、候補者から燃料供給業者に提出してください。
 - 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする際には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともにこの確認書を請求書に添付してください。
なお、公費の支払いの請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られます。
 - 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、市に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和 7 年 4 月 2 0 日

令和7年4月20日執行

長門市議会議員一般選挙

候補者 長 門 太 郎

自署または記名押印

記

| 燃料供給年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号 | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 備考 |
|-------------|---------------------------|-------|--------|----|
| 令和7年 4月 13日 | 山口58た15-44 | 40ℓ | 5,720円 | |
| 令和7年 4月 14日 | 山口58た15-44 | 50ℓ | 7,150円 | |
| 令和7年 4月 15日 | 山口58た15-44 | 40ℓ | 5,720円 | |
| 令和7年 4月 16日 | 山口58た15-44 | 50ℓ | 7,150円 | |
| 令和7年 4月 17日 | 山口58た15-44 | 40ℓ | 5,720円 | |
| 令和7年 4月 18日 | 山口58た15-44 | 40ℓ | 5,720円 | |
| 令和7年 4月 19日 | 山口58た15-44 | 50ℓ | 7,150円 | |

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

長門市仙崎200番地2
仙崎石油(株)
代表取締役 仙崎 一夫

- 注 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、市に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

令和 7 年 4 月 2 4 日

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用：燃料)

長 門 市 長 様

住 所 長門市 仙崎 2 0 0 番地 2

氏名又は名称 仙 崎 石 油 (株)

法人の場合は 代表取締役 仙 崎 一 夫

代表者の氏名

自署または記名押印

長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

| | |
|---------|--------------------------------|
| 1 請求金額 | 4 4, 3 3 0 円 |
| 2 内 訳 | 別紙請求内訳書のとおり |
| 3 | 令和 7 年 4 月 2 0 日執行 長門市議会議員一般選挙 |
| 4 候補者氏名 | 長 門 太 郎 |
| 5 払 込 先 | 長門 銀行 仙崎 支店 口座名 普通・当座 |
| | 金庫 支所 口座番号 100300 |
| | 協同組合 出張所 |
| | (ふりがな) せん ざき せき ゆ |
| | 協同組合連合会 口座名義 仙 崎 石 油 (株) |

- 注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

| 販売年月日 | 燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号 | 販売金額 | 基準限度額 | 請求金額 | 備考 |
|-----------|-----------------------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|----|
| 令和7年4月13日 | 山口58 た15-44 | 143 円× 40 ℓ = 5,720 円 | | | |
| 令和7年4月14日 | 山口58 た15-44 | 143 円× 50 ℓ = 7,150 円 | | | |
| 令和7年4月15日 | 山口58 た15-44 | 143 円× 40 ℓ = 5,720 円 | | | |
| 令和7年4月16日 | 山口58 た15-44 | 143 円× 50 ℓ = 7,150 円 | | | |
| 令和7年4月17日 | 山口58 た15-44 | 143 円× 40 ℓ = 5,720 円 | | | |
| 令和7年4月18日 | 山口58 た15-44 | 143 円× 40 ℓ = 5,720 円 | | | |
| 令和7年4月19日 | 山口58 た15-44 | 143 円× 50 ℓ = 7,150 円 | | | |
| 計 | | (ア) 44,330 円 | (イ) 50,000 円 | (ウ) 44,330 円 | |

注 1 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。

2 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ないほうの額を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。